

数字を拾って頭に叩き込む

今回は、数字の学習法に関してです。

社労士の試験には、年齢、金額、日数、生年月日、計算式等々数字が出てきます。

選択式であれば、選択肢の5割前後が数字に絡んだものになり、択一式でも数字をさわった問題を作成してきます。

数字に関しては、白黒明白です。

白黒明白であれば、暗記するに越したことはありません。

例えば、労働基準法の罰則に関する数字ですが、法5条の強制労働の禁止の罰則は、労働基準法上1番重い罰則ということで皆さん覚えますが、その他の罰則は、中途半端なまなのではないでしょうか。

確かに、出題される可能性は低い箇所ですが、出題される可能性もあります。1パーセントでも出題される可能性があれば、覚えるしかありません。

覚えていれば、得点は必ず取れます。

講師によっては、「1番重い罰則だけ覚えて、後は目を通してください。」という講師も多いと思いますが、「目を通す」というのは、「覚えなさい」と言い換えます。

いずれにしても、「数字を覚えずして合格はありえない。」と言い切れるほど数字の暗記は重要です。

それでは、具体的に、「数字を拾って頭に叩き込む」という話に進みます。

通常、テキストや過去問で数字が出てきたら、マーカーや赤ペンでチェックする受験生が多いと思います。

ただ、それだけでは、数字が目立っただけで、頭には残りません。

次にテキストや過去問のページをめくったときに、すぐに目に入りますが、頭にはほとんど残っていません。

では、どうするかというと、テキストや過去問に数字が出てくる度に、名刺大のカードに数字を書き込みます。

1カード1項目で、数字が出てくるたびに数字を拾ってカードに書き込みます。

通学生であれば、講義を聞きながらマーカーするのではなく、カードに書き込み、そのカードを常に携帯し、暇があれば覚えます。

例えば、徴収法のテキストを学習するとします。

下記のように、通常は数字にマーカーをします。

（下請負事業の分離）

厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合の元請負人及び下請負人が、下請負事業の分離の認可を受けるためには、当該下請負人の請負に係る事業が建設の事業である場合は、その事業の規模が、概算保険料を算定することとした場合における「概算保険料の額に相当する額が160万円以上であるか、又は、請負金額が1億8,000万円以上でなければならない。



（下請負事業の分離）

厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合の元請負人及び下請負人が、下請負事業の分離の認可を受けるためには、当該下請負人の請負に係る事業が建設の事業である場合は、その事業の規模が、概算保険料を算定することとした場合における「概算保険料の額に相当する額が**160万円以上**であるか、又は、請負金額が**1億8,000万円以上**でなければならない。

徴収法の「下請負事業の分離」の数字に関しては、重要な数字なので当然覚えておく数字ですが、マーカーをただけでは、目立つだけで、次にページをめくるまで、この数字を確認することができません。

つまり、復習しない限り、どんどん埋もれてしまう数字です。

それでは、名刺大のカードに数字を拾います。

下請負事業の分離 概算保険料 160万円以上 又は 1億8,000万円以上

上記のカードを隙間時間などで確認するだけです。

何回も繰り返し覚えてしまえば、箱に寝かしておいて、頃合いを見つけて再度取り出して覚え込みます。

テキストや過去問で数字を拾い始めると、相当な数のカードができあがります。そして、このカードの束を暗記したら合格に近づくと信じて繰り返し覚え込みます。

これを繰り返せば、数字に関しては、問題なくクリアできます。

労1に関する数字も暗記する必要がありますが、まずは失業率とか労働力人口等の基本となる数字を拾ってカードに書き込み覚えませう。

せいぜい50程度です。

労1は欲張ったら切りがないので、優先は基本事項です。

最後に、本試験の前日に、今まで書き込んだ数字のカードを前にして、「これだけの数字を完璧に覚えた」と自信を持って本試験に臨んでください。

力が出せます。

教材のお知らせです。

みんなの社労士合格塾では、

平成13年以降の過去問の95%を網羅した教材を販売しています。

問題文を論点ごとに区分し、誤っている問題文を正しい文章に修正した形で編集しています。

従来の過去問だと学習するのに時間を要しましたが、早回し過去問論点集は、問題を解くのではなく、問題を読みこなすことで過去問を学習する教材になっています。

みんなの社労士合格塾

2019年 早回し過去問論点集

<https://sharoushi24.jimdo.com/2018%E5%B9%B4%E7%89%88%E6%95%99%E6%9D%90%E8%B2%A9%E5%A3%B2/>